

# 福岡県公報

令和7年12月23日  
第 657 号

## 目 次

### 告 示（第688号－第696号）

- 特定都市河川流域における基準降雨 (河川整備課) ..... 2
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 (漁業管理課) ..... 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 3
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) ..... 3
- 生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 (保護・援護課) ..... 4
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) ..... 4
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) ..... 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) ..... 5
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) ..... 5

### 公 告

- 意見募集の結果の公示 (河川整備課) ..... 6
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 6
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (情報政策課) ..... 6
- 土地改良区の解散の認可 (農村森林整備課) ..... 6
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) ..... 6
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) ..... 7
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) ..... 7
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) ..... 7

(廃棄物対策課) ..... 8

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (高齢者地域包括ケア推進課) ..... 8

○開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) ..... 8

### 選挙管理委員会

- 令和7年7月20日執行の参議院福岡県選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨 (行財政支援課) ..... 8
- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (福岡県選挙管理委員会告示第92号) の訂正 (行財政支援課) ..... 19
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (福岡県選挙管理委員会告示第93号) の訂正 (行財政支援課) ..... 19

- 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (福岡県選挙管理委員会告示第94号) の訂正 (行財政支援課) ..... 19

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (行財政支援課) ..... 20
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (行財政支援課) ..... 20

- 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (行財政支援課) ..... 20

### 公安委員会

- 意見募集の結果の公示 (警察本部生活保安課) ..... 21
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部生活保安課) ..... 22
- 意見募集の結果の公示 (警察本部生活保安課) ..... 22

(電話 092-643-3028)  
(電話 092-531-1766)

福岡県 総務部行政経営企画課  
西日本高速印刷

定期発行日 毎週火曜日  
〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
〔作成〕〒810-0011 福岡市中央区高砂一丁目6番19号

○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (警察本部生活保安課) .....23

## 雑 報

○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課) .....23
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課) .....23
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課) .....24
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課) .....25
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課) .....25
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課) .....25
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課) .....26
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課) .....26
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課) .....26
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課) .....27
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課) .....27
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課) .....28
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課) .....29
○西日本宝くじ事務協議会公告	(財政課) .....29

## 告 示

### 福岡県告示第688号

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）第9条第2項の規定により、特定都市河川及び特定都市河川流域を指定する件（令和7年国土交通省告示第1083号）で指定された特定都市河川流域における基準降雨を次のとおり定める。

令和7年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定都市河川流域（筑後川水系巨瀬川）における基準降雨

短時間降雨強度曲線 県南ブロック				24時間総雨量 : 212.7mm							
降雨波形 : 中央集中型				最大降雨強度 (1時間) : 67.0mm/h							
生起確率 : 10年に1度				最大降雨強度 (10分間) : 119.0mm/h							
時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分				
0	0 - 10	2.3	6	0 - 10	4.2	12	0 - 10	82.4	18	0 - 10	4.1
	10 - 20	2.3		10 - 20	4.4		10 - 20	52.6		10 - 20	4.0
	20 - 30	2.3		20 - 30	4.5		20 - 30	38.8		20 - 30	3.9
	30 - 40	2.4		30 - 40	4.6		30 - 40	30.7		30 - 40	3.8
	40 - 50	2.4		40 - 50	4.7		40 - 50	25.4		40 - 50	3.7
	50 - 60	2.4		50 - 60	4.9		50 - 60	21.7		50 - 60	3.6
1	0 - 10	2.4	7	0 - 10	5.0	13	0 - 10	18.9	19	0 - 10	3.6
	10 - 20	2.5		10 - 20	5.2		10 - 20	16.8		10 - 20	3.5
	20 - 30	2.5		20 - 30	5.4		20 - 30	15.1		20 - 30	3.4
	30 - 40	2.6		30 - 40	5.5		30 - 40	13.7		30 - 40	3.4
	40 - 50	2.6		40 - 50	5.7		40 - 50	12.5		40 - 50	3.3
	50 - 60	2.6		50 - 60	6.0		50 - 60	11.6		50 - 60	3.2
2	0 - 10	2.7	8	0 - 10	6.2	14	0 - 10	10.7	20	0 - 10	3.2
	10 - 20	2.7		10 - 20	6.5		10 - 20	10.0		10 - 20	3.1
	20 - 30	2.7		20 - 30	6.7		20 - 30	9.4		20 - 30	3.1
	30 - 40	2.8		30 - 40	7.0		30 - 40	8.9		30 - 40	3.0
	40 - 50	2.8		40 - 50	7.4		40 - 50	8.4		40 - 50	3.0
	50 - 60	2.9		50 - 60	7.7		50 - 60	7.9		50 - 60	2.9
3	0 - 10	2.9	9	0 - 10	8.1	15	0 - 10	7.5	21	0 - 10	2.9
	10 - 20	3.0		10 - 20	8.6		10 - 20	7.2		10 - 20	2.8
	20 - 30	3.0		20 - 30	9.1		20 - 30	6.9		20 - 30	2.8
	30 - 40	3.1		30 - 40	9.7		30 - 40	6.6		30 - 40	2.7
	40 - 50	3.1		40 - 50	10.4		40 - 50	6.3		40 - 50	2.7
	50 - 60	3.2		50 - 60	11.1		50 - 60	6.1		50 - 60	2.6
4	0 - 10	3.3	10	0 - 10	12.0	16	0 - 10	5.9	22	0 - 10	2.6
	10 - 20	3.3		10 - 20	13.1		10 - 20	5.6		10 - 20	2.6
	20 - 30	3.4		20 - 30	14.3		20 - 30	5.5		20 - 30	2.5
	30 - 40	3.5		30 - 40	15.9		30 - 40	5.3		30 - 40	2.5
	40 - 50	3.5		40 - 50	17.8		40 - 50	5.1		40 - 50	2.5
	50 - 60	3.6		50 - 60	20.2		50 - 60	4.9		50 - 60	2.4
5	0 - 10	3.7	11	0 - 10	23.4	17	0 - 10	4.8	23	0 - 10	2.4

10-20	3.8
20-30	3.8
30-40	3.9
40-50	4.0
50-60	4.1
10-20	27.8
20-30	34.3
30-40	44.7
40-50	64.1
50-60	119.0
10-20	4.7
20-30	4.5
30-40	4.4
40-50	4.3
50-60	4.2
10-20	2.4
20-30	2.3
30-40	2.3
40-50	2.3
50-60	2.3

**福岡県告示第689号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和7年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住所	氏名	区域 (漁業共済の加入区の名称)	区分
福岡市西区大字西浦 〃	木戸 秀保 木戸 隆治	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧西浦漁業協同組合の地区 (西浦加入区)	小型船びき網漁業、小型特定漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業
福岡市西区大字玄界島 〃	中村 福寿 松田 和久	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧玄界島漁業協同組合の地区 (玄海島加入区)	小型底びき網漁業
福岡市西区大字玄界島 〃	梅田 哲司 久保田健嗣	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧玄界島漁業協同組合の地区 (玄海島加入区)	小型特定漁業、 小型一般漁業及び 小型定置網漁業
福岡市西区大字玄界島 福岡市東区箱崎ふ頭	宮川 幸大 松田 繁幸	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧玄界島漁業協同組合の地区 (玄海島加入区)	総トン数10トン以上100トン未満の漁船により 営む漁業
福岡市中央区福浜 〃	村田 繁雄 村田 郁次	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧伊崎漁業協同組合の地区 (伊崎加入区)	小型底びき網漁業

福岡市中央区福浜 〃	森 新吾 小森 栄吉	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧伊崎漁業協同組合の地区 (伊崎加入区)	小型特定漁業及び 小型一般漁業
---------------	---------------	--	--------------------

**福岡県告示第690号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
久留米	県道	吉井妹川線	前	うきは市吉井町福音1472番3先から うきは市吉井町福音1460番1先まで	10.2 ～ 17.1	26.8
			後	うきは市吉井町福音1472番3先から うきは市吉井町福音1460番1先まで	11.0 ～ 30.2	26.8

**福岡県告示第691号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国）の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
------	----	-----	-------	--------

古居97	オーエス千鳥薬局	古賀市千鳥六丁目11番1号	R 7・4・1	居管・予居管
------	----------	---------------	---------	--------

**福岡県告示第692号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
直居176	山季訪問看護ステーション	直方市大字感田2567番地17-102（グレーハイムフジタ）	直方市大字感田2567番地17グレーハイムフジタ201	R 7・11・18
直支17	ケアプランサービスしおり	直方市大字下境1238-2	直方市知古一丁目6番1号	R 7・10・1
直居175	山季ヘルパーステーション	直方市大字感田2567番地17-102（グレーハイムフジタ）	直方市大字感田2567番地17グレーハイムフジタ201	R 7・11・18
大野支12	居宅介護支援事業所カトア	大野城市大字上大利724-6	大野城市南大利二丁目7-2	R 7・11・1
粕居83	スマイルサポートゆるり	糟屋郡宇美町大字宇美3699-10	糟屋郡宇美町宇美中央三丁目11番5号	R 7・11・7

**福岡県告示第693号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその

例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和7年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
鞍介10	加来医院	鞍手郡小竹町大字勝野3547-2	R 7・11・30

**福岡県告示第694号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

**1 保安林予定森林の所在場所**

北九州市門司区大字黒川字中ノ迫211、213、216、219から221まで、黒川西二丁目222、227の1、228の1（次の図に示す部分に限る。）

**2 指定の目的**

土砂の流出の防備

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中ノ迫211・213・216・220・221（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、黒川西二丁目228の1、227の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種**  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水

産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 福岡県告示第695号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 若松地区
- 2 区域の所在地 遠賀郡遠賀町大字若松字丸ノ内、字墓ノ尾
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から18号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と18号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
遠賀郡遠賀町大字若松字丸ノ内	2318番	標柱1号
	2320番1	標柱2号
	2327番1	標記3号から5号まで
遠賀郡遠賀町大字若松字墓ノ尾	2819番1	標柱6号
	2815番	標柱7号
	2813番1	標柱8号
	2805番	標柱9号
遠賀郡遠賀町大字若松字丸ノ内	2334番2	標柱10号
	2342番	標柱11号及び12号
	2332番	標柱13号
	2330番	標柱14号
	2326番	標柱15号

2321番1

標柱16号から18号まで

### 福岡県告示第696号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 野添－2－1
- 2 区域の所在地 朝倉市上秋月野添
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から18号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と18号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
朝倉市上秋月野添	1492番1	標柱1号から6号まで及び10号
	1516番1	標柱7号及び8号
	1553番	標柱9号
	1474番2	標柱11号
	1498番	標柱12号
	1478番1地先水路敷	標柱13号
	1478番2	標柱14号
	1486番	標柱15号
	1488番1	標柱16号及び17号
	1487番	標柱18号

## 公 告

**公告**

福岡県 雨水浸透阻害行為許可等のための雨水貯留浸透施設設計・施工に係るマニュアル（技術的基準）案について、令和7年10月31日から令和7年12月1日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和7年12月23日に制定しました。

令和7年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

**問合せ先**

県土整備部河川整備課流域治水担当

電話：092-643-3691

メールアドレス：[kasenseibi@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:kasenseibi@pref.fukuoka.lg.jp)

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和7年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

北九州広域都市計画道路の変更（令和7年12月23日北九州市告示第464号）

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成28年福岡県規則第45号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

）に掲載するほか、福岡県企画・地域振興部情報政策課に備え置きます。

令和7年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

**1 意見を募集しなかった理由**

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年福岡県条例第59号）の一部改正を踏まえ、所要の規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

**2 規則の公布日**

令和7年12月23日

**公告**

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	解散認可年月日
山本豊田土地改良区	令和7年12月12日

**公告**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和7年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

**1 処分を受けた事業者****(1) 名称**

株式会社T. M. U物流

- (2) 所在地  
中間市大字垣生1500番地  
(3) 代表者  
代表取締役 浦底 博昭

- 2 行政処分の内容  
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

- 3 処分の年月日  
令和7年11月28日  
4 処分の理由

株式会社T. M. U物流は、令和7年11月4日午後4時、福岡地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

#### 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和7年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 処分を受けた事業者

- (1) 名称  
山光建設株式会社  
(2) 所在地  
北九州市小倉南区蒲生五丁目4番20号  
(3) 代表者  
代表取締役 吉川 孝

#### 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

- 3 処分の年月日  
令和7年11月28日  
4 処分の理由

山光建設株式会社は、令和7年9月9日午後2時、福岡地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

#### 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和7年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 処分を受けた事業者

- (1) 名称  
株式会社サンセツ

- (2) 所在地  
福岡市早良区早良四丁目33番10号

- (3) 代表者  
代表取締役 山尾 征吾

#### 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

- 3 処分の年月日  
令和7年12月3日  
4 処分の理由

株式会社サンセツは、令和7年11月5日午後1時、福岡地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

## 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和7年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 処分を受けた事業者

#### (1) 名称

岡村システムサービス有限会社

#### (2) 所在地

大分県大分市原新町13番6号

#### (3) 代表者

代表取締役 岡村 忍

### 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

### 3 処分の年月日

令和7年12月4日

### 4 処分の理由

岡村システムサービス有限会社は、令和7年10月17日午前10時、大分地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

## 公告

介護保険法第69条の39に基づく介護支援専門員の登録の消除に係る処分基準の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和7年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 意見募集期間

令和7年12月23日から令和8年1月30日まで

### 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課に備え置きます。

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和7年12月23日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市天神山六丁目143番1から143番7まで、143番8の一部及び143番9

### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区明和町9番1号

株式会社海王

代表取締役 竹下 晃平

## 選挙管理委員会

### 福岡県選挙管理委員会告示第106号

令和7年7月20日執行の参議院福岡県選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき出納責任者から提出されたので、同法第192条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

令和7年12月23日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

- 1 選挙の種類 令和7年7月20日執行 参議院福岡県選出議員選挙  
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 51,865,500円  
 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	伊藤 博文	所屬	党派	日本維新の会	新規会員登録	出納責任者氏名	伊藤 博文
第1回報告分	期間	令和7年5月28日から令和7年7月31日まで				報告書受理年月日	令和7年8月4日

## 収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支人	出費	2,877,151円
日本維新の会		3,000,000円	家	費	0円
日本維新の会参議院福岡県選挙区第1支部		3,113,803円	(選舉事務所費 集合会場費)	費	0円
			通	費	0円
			交	費	30,600円
			印	費	187,302円
			広	費	4,582,300円
			文	費	2,377,088円
			休	費	858円
			雜	費	46,446円
			泊	費	395,010円
その他の寄附					22,856円
その他の収入					
今回	計	6,113,803円	今回	計	10,519,611円
前回	計	0円	前回	計	0円
総	計	6,113,803円	総	計	10,519,611円

No.2

候補者氏名	沖園理恵	所屬	党派	れいわ新選組	新規会員登録	出納責任者氏名	萱田 森 人
第1回報告分	期間	令和7年6月23日から令和7年7月22日まで				報告書受理年月日	令和7年8月4日

収入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支人	出費	0円
れいわ新選組		3,000,000円	家	費	86,954円
			(選舉事務所費 集合会場費)	費	86,954円
			通	費	0円
			交	費	43,267円
			印	費	29,860円
			広	費	3,158,130円
			文	費	4,606,167円
			休	費	0円
			雜	費	0円
その他の寄附			泊	費	129,169円
その他の収入					
今回	計	3,000,000円	今回	計	8,053,547円
前回	計	0円	前回	計	0円
総	計	3,000,000円	総	計	8,053,547円

No.3

候補者氏名	川元	健一	所屬	国民党	民主派	国民民主党	出納責任者氏名	廣田京子
第1回報告分	期間	令和7年5月26日から令和7年7月30日まで					報告書受理年月日	令和7年8月4日

## 収入

主たる寄附  
(氏名・団体名)  
国民主党政  
電力総政治活動委員会  
九州電力労働組合

支人	費	費	費	費	費	費	費	費
	(寄附額)							
	5,000,000円	30,000円						
その他の寄附								
その他の収入								
今回	計	2,200,000円	7,260,000円	7,260,000円	7,260,000円	7,260,000円	7,260,000円	7,260,000円
今前総								

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	397,700円
ビラの作成	1,262,000円
ポスターの作成	1,220,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	366,000円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	220,000円
政見放送のための録画等	3,275,000円
計	6,973,156円

候補者氏名	川元	健一	所屬	国民党	民主派	国民民主党	出納責任者氏名	廣田京子
第2回報告分	期間	令和7年8月28日から令和7年8月29日まで					報告書受理年月日	令和7年9月1日

## 収入

主たる寄附  
(氏名・団体名)  
(職業)

支人	費	費	費	費	費	費	費	費
	(寄附額)							
	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
その他の寄附								
その他の収入								
今回	計	0円	7,260,000円	7,260,000円	7,260,000円	7,260,000円	7,260,000円	7,260,000円
今前総								

2,868円

10,791,774円

10,794,642円

No.4

No.5

候補者氏名	川元健一	所屬	国民党	派主	出納責任者氏名	報告書受理年月日	廣田京子
第3回報告分	期間	令和7年10月15日から令和7年10月15日まで					令和7年10月21日

収入  
主たる寄附  
(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

その他の寄附							
その他の収入							
今回	計						
今回	計						
今前	計						
総							

その他の収入  
その他の収入  
今回  
今回  
今前  
総

No.6

候補者氏名	川元健一	所屬	国民党	派主	出納責任者氏名	報告書受理年月日	廣田京子
第4回報告分	期間	令和7年10月31日から令和7年10月31日まで					令和7年11月6日

収入  
主たる寄附  
(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

その他の寄附							
その他の収入							
今回	計						
今回	計						
今前	計						
総							

その他の寄附  
その他の収入  
今回  
今回  
今前  
総

報告書受理年月日

令和7年10月21日

10,446円

10,794,642円

10,805,088円

10,805,088円

No.7

候補者氏名	下野六太	期間	令和7年5月28日から令和7年8月1日まで	所屬	公派	明党	出納責任者氏名	小宮敏明	報告書受理年月日	令和7年8月4日
<b>第1回報告分</b>										

## 収入

主たる寄附  
(氏名・団体名)  
公明党福岡県本部(職業)  
(寄附額)  
8,187,901円1,601,000円  
4,547,497円  
4,034,891円  
512,606円  
)

支那人	出費	費	費	費	費	費	費	費	費	費
	(選挙事務所費 (集合会場費 通信費 刷告具 糧泊	屋(選挙事務所費 (集合会場費 通信費 刷告具 糧泊	文食休雜	印広文食休雜	回回	回回	回回	回回	回回	回回
	5,176,000円	13,363,901円	0円	13,363,901円	今前	今前	今前	今前	今前	今前
					総	計	計	計	計	計
						14,895,273円	0円	0円	14,895,273円	14,895,273円

## その他の寄附

## その他の収入

今回回前総  
計計計

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	498,400円
ビラの作成	1,520,000円
ポスターの作成	950,000円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	245,516円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
改見放送のための録画等	3,271,000円
計	6,707,372円

No.8

候補者氏名	下野六太	期間	令和7年8月22日から令和7年8月28日まで	所屬	公派	明党	出納責任者氏名	小宮敏明	報告書受理年月日	令和7年8月29日
<b>第2回報告分</b>										

## 収入

主たる寄附  
(氏名・団体名)  
公明党福岡県本部(職業)  
(寄附額)  
2,961,207円0円  
105,441円  
0円  
)  
105,441円  
55,058円  
0円  
4,925,182円  
2,659,515円  
4,008円  
13,955円  
0円  
0円

## その他の寄附

## その他の収入

今回回前総  
計計計7,763,159円  
14,895,273円  
22,658,432円

No. 9

主たる寄附  
収入  
支人  
件出費  
437,500 円

支 入	主たる寄附 (氏名・団体名) 日本誠真会	人 (職業)	費 用 (寄附額) 766,390 円	出 件 (選舉事務所費 (集合会場費)	費 用 通 信 刷 告 具 糧 泊	費 用 通 信 刷 告 具 糧 泊	計 計
支 入	その他の寄附 (その他の収入)	人 その他の収入	費 用 10 件	出 件 35,180 円	費 用 550,000 円	回 回 今 前 回	計 計 今 前 回
支 入	その他の寄附 (その他の収入)	人 その他の収入	費 用 10 件	出 件 1,351,570 円	費 用 0 円	回 回 今 前 回	計 計 今 前 回
支 入	その他の寄附 (その他の収入)	人 その他の収入	費 用 10 件	出 件 1,340,261 円	費 用 0 円	回 回 今 前 回	計 計 今 前 回
支 入	その他の寄附 (その他の収入)	人 その他の収入	費 用 10 件	出 件 1,262,621 円	費 用 0 円	回 回 今 前 回	計 計 今 前 回

No 1 C

候補者氏名	中田優子	所属	党派	参政	政党	出納責任者氏名	河内結花
第1回選挙会期間	令和7年6月1日から令和7年7月19日まで					郵便書受印	令和7年8月4日

項 目	金 領
選挙運動用通常葉書の作成	0 円
ビラの作成	885,000 円
ポスターの作成	559,000 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
政見放送のための録画等	3,271,000 円

No.11

候補者氏名	那須敬子	所屬	女子派	民主党派	社会民主党	主党	出納責任者氏名	東野彦
第1回報告分	期間	令和7年6月3日から	令和7年7月24日まで				報告書受理年月日	令和7年7月28日

## 収入

主たる寄附  
(氏名・団体名)  
日本弁護士政治連盟  
全日本分権自治フォーラム  
日本鉄道労働組合連合会  
全日本森林業木材関連産業労働組合連合会  
野田くによし後援会  
立憲民主党福岡県参議院選挙区第1総支部

その他の寄附  
その他の収入

今回前回総計

No.12

候補者氏名	野田義	所屬	国民党派	立憲民主党派	出納責任者氏名	田村友希
第1回報告分	期間	令和7年6月1日から	令和7年7月30日まで		報告書受理年月日	令和7年8月1日

## 収入

主たる寄附  
(氏名・団体名)  
日本弁護士政治連盟  
全日本分権自治フォーラム  
日本鉄道労働組合連合会  
全日本森林業木材関連産業労働組合連合会  
野田くによし後援会  
立憲民主党福岡県参議院選挙区第1総支部

その他の寄附  
その他の収入

今回前回総計

項目	金額	項目	金額
選舉運動用通常葉書の作成	385,200円		
ビラの作成	1,000,000円		
ポスターの作成	1,116,000円		
選舉事務所の立札及び看板の類の作成	240,130円		
選舉運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	232,456円		
個人演説会の立札及び看板の類の作成	30,360円		
政見放送のための録画等	3,099,000円		
計	6,103,146円		

支出のうち公費負担相当額

No.13

候補者氏名	古川あおい	所属	派チーフ	出納責任者氏名	古川ゆりえ
第1回報告分	期間 令和7年6月16日から令和7年7月23日まで		報告書受理事年月日	令和7年7月30日	

入  
収  
主たる寄附  
(氏名・団体名)  
チームみらい

出件屋 (選)  
支人家  
-----  
(寄附額) 1,626,544 円

0円  
121,000円  
121,000円  
0円

113,603 円  
0 円  
774,029 円  
544,930 円

その他の寄附

計 計 計  
回 回  
今 前 総

泊  
雜

回  
回  
今 前 総  
1,626,544 円  
0 円  
1,626,544 円

No.14

候補者氏名	松山政司	所属党派	自由民主党	出納責任者氏名	佐々木久之
第1回報告分	期間 令和7年3月11日から令和7年8月1日まで			報告書受理年月日	令和7年8月4日

区選挙院議員参議院議員

出件屋家支 (選)  
（寄附額） 15,000,000 円

)  
, 850, 307 円  
576, 233 円  
279, 436 円  
, 767, 200

, 020, 382 円  
2, 743 円  
156, 427 円

104,458 円  
0 円  
.903,824 円

0円  
,903,824円

488,400円  
545,000円  
722,800円

133,800円  
552,411円  
232,456円  
222,015円

、271,000円  
、045,082円

1

No.15	候補者氏名	松山政司	所屬	民主党派	自由民主黨	出納責任者氏名	佐々木久之
第2回報告分	期間	令和7年8月21日から令和7年8月27日まで				報告書受理年月日	令和7年8月28日

No.16	候補者氏名	村上成俊	所屬	共产党	派	N	H	K	党	出納責任者氏名	村上成俊	会計
会計	田中和也	田中和也	会計	7年6月20日小林会計	7年6月20日生					田中和也	田中和也	会計



**福岡県選挙管理委員会告示第107号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（福岡県選挙管理委員会告示第92号）について、次のとおり改める。

令和7年12月23日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

84,014

**福岡県選挙管理委員会告示第108号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数（福岡県選挙管理委員会告示第93号）について、次のとおり改める。

令和7年12月23日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

625,084

**福岡県選挙管理委員会告示第109号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（福岡県選挙管理委員会告示第94号）について、次のとおり改める。

令和7年12月23日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	25,789
北九州市小倉北区	49,764
北九州市小倉南区	56,790
北九州市若松区	21,730
北九州市八幡東区	17,521
北九州市八幡西区	68,009
北九州市戸畠区	15,396
福岡市東区	88,677
福岡市博多区	69,009
福岡市中央区	57,068
福岡市南区	73,477
福岡市城南区	35,401
福岡市早良区	60,752
福岡市西区	57,129
大牟田市	29,687
久留米市・うきは市	89,539
直方市	15,140
飯塚市・嘉穂郡	37,936
田川市	12,252
柳川市	17,215
八女市・八女郡	21,781
筑後市	13,345

大川市・三潴郡	12,533
行橋市	19,961
中間市	11,085
小郡市・三井郡	20,289
筑紫野市	29,237
春日市	30,346
大野城市	27,916
宗像市	26,647
太宰府市	19,713
古賀市	16,101
福津市	18,400
宮若市・鞍手郡	13,277
嘉麻市	9,668
朝倉市・朝倉郡	22,792
みやま市	9,701
糸島市	28,361
那珂川市	13,390
糟屋郡	62,514
遠賀郡	25,188
田川郡	19,730
京都郡	15,024
築上郡・豊前市	14,959

**福岡県選挙管理委員会告示第110号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求

をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、令和7年12月1日現在における選挙人名簿により、次のようにになった。

令和7年12月23日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

83,999

---

**福岡県選挙管理委員会告示第111号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和7年12月1日現在における選挙人名簿により、次のようにになった。

令和7年12月23日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

624,992

---

**福岡県選挙管理委員会告示第112号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和7年12月1日現在における選挙人名簿により、次のようにになった。

令和7年12月23日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	25,715

北九州市小倉北区	49,755
北九州市小倉南区	56,710
北九州市若松区	21,670
北九州市八幡東区	17,466
北九州市八幡西区	67,890
北九州市戸畠区	15,382
福岡市東区	88,889
福岡市博多区	69,102
福岡市中央区	56,986
福岡市南区	73,609
福岡市城南区	35,456
福岡市早良区	60,884
福岡市西区	57,230
大牟田市	29,586
久留米市・うきは市	89,437
直方市	15,089
飯塚市・嘉穂郡	37,911
田川市	12,215
柳川市	17,184
八女市・八女郡	21,730
筑後市	13,341
大川市・三潴郡	12,489
行橋市	19,953
中間市	11,070
小郡市・三井郡	20,298

筑紫野市	29,253
春日市	30,374
大野城市	28,022
宗像市	26,649
太宰府市	19,708
古賀市	16,079
福津市	18,440
宮若市・鞍手郡	13,241
嘉麻市	9,607
朝倉市・朝倉郡	22,775
みやま市	9,677
糸島市	28,337
那珂川市	13,386
糟屋郡	62,620
遠賀郡	25,169
田川郡	19,658
京都郡	15,012
築上郡・豊前市	14,938

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第377号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示処分及び営業停止命令の基準等（案）について、令和7年10月21日から同年11月20日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和7年12月23日

## 福岡県公安委員会

## 1 処分基準等の題名

- (1) 探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示処分及び営業停止命令の基準
- (2) 警備業法に基づく指示処分及び営業停止命令の基準
- (3) 古物営業法施行規則第19条の14第1項に基づく認定外国古物競りあっせん業者に係る認定の取消しに係る処分基準
- (4) 古物営業法施行規則第29条に基づく盗品売買等防止団体に係る承認の取消しに係る処分基準
- (5) 行商従業者証等の様式の承認に関する規程第7条に基づく行商従業者証等の様式の承認の取消しに係る処分基準
- (6) 古物営業法に基づく指示、営業停止命令及び許可の取消しの基準
- (7) 質屋営業法に基づく営業停止命令及び許可の取消しの基準

## 2 処分基準等の改正の日

令和7年12月23日

## 3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったが、文言の一部を整理の上、処分基準等の改正をすることとした。

## 4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

## 福岡県公安委員会告示第378号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分基準等の一部改正を行ったので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和7年12月23日

福岡県公安委員会

## 1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、刑法（明治40年法律第45号）の一部が改正されたこと等に伴い、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく処分基準等の一部を改正したものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

## 2 基準の改正の日

令和7年12月23日

## 3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

## 福岡県公安委員会告示第379号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、古物営業法に基づく審査基準（案）について、令和7年10月21日から同年11月20日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和7年12月23日

福岡県公安委員会

## 1 審査基準の題名

- (1) 古物営業法第3条に基づく古物営業の許可に係る審査基準
- (2) 古物営業法第3条に基づく古物市場主の許可に係る審査基準

## 2 審査基準の改正の日

令和7年12月23日

## 3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったので、原案のとおり審査基準の改正をすることとした。

## 4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

## 福岡県公安委員会告示第380号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく審査基準の廃止及び警備業法に基づく審査基準等の一部を改正したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和7年12月23日

福岡県公安委員会

### 1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該廃止及び改正は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）が公布され、探偵業の業務の適正化に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い、所要の規定の整理を行ったものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

### 2 審査基準の廃止及び改正の日

令和7年12月23日

### 3 概要等

関係資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

## 雑報

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年12月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長

### の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 名 称                  | 第2519回西日本宝くじ                   |
| 2 発売総額及び通数             | 400,000,000円<br>1組10万通 40組     |
| 3 証 票 金 額              | 1枚 100円                        |
| 4 発 売 期 間              | 令和8年4月1日から<br>令和8年4月21日まで      |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 173,800,000円           |
| 6 委託対象事務               | 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 |
| 7 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 25,416,380円            |
| 8 その他発売経費              | 発売総額に対し 41,760,000円            |
| 9 受託申請期限               | 令和8年1月13日                      |
- 

### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年12月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長

- |            |                      |
|------------|----------------------|
| 1 名 称      | 第2520回西日本宝くじ         |
| 2 発売総額及び通数 | 160,000,000円<br>80万通 |
| 3 証 票 金 額  | 1枚 200円              |

- 4 発 売 期 間 令和8年4月1日から  
令和8年4月14日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 76,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 15,681,600円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 12,213,000円
- 9 受託申請期限 令和8年1月13日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年12月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2521回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 200,000,000円  
100万通
- 3 証 票 金 額 1枚 200円
- 4 発 売 期 間 令和8年4月15日から  
令和8年4月28日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 95,000,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び

- 当せん金支払手数料 発売総額に対し 19,723,000円
- 8 その他の発売経費 発売総額に対し 12,836,000円
- 9 受託申請期限 令和8年1月13日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年12月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2522回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 250,000,000円  
1組10万通 25組
- 3 証 票 金 額 1枚 100円
- 4 発 売 期 間 令和8年4月22日から  
令和8年5月5日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 107,400,000円
- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 15,881,690円
- 8 その他の発売経費 発売総額に対し 26,100,000円
- 9 受託申請期限 令和8年1月13日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第

3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年12月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 名                    | 称 第2523回西日本宝くじ                 |
| 2 発売総額及び通数             | 300,000,000円<br>150万通          |
| 3 証票金額                 | 1枚 200円                        |
| 4 発売期間                 | 令和8年4月22日から<br>令和8年5月12日まで     |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 142,500,000円           |
| 6 委託対象事務               | 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 |
| 7 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 29,568,000円            |
| 8 その他発売経費              | 発売総額に対し 17,801,000円            |
| 9 受託申請期限               | 令和8年1月13日                      |

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年12月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 名                    | 称 第2524回西日本宝くじ                 |
| 2 発売総額及び通数             | 300,000,000円<br>150万通          |
| 3 証票金額                 | 1枚 200円                        |
| 4 発売期間                 | 令和8年5月13日から<br>令和8年6月9日まで      |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 142,500,000円           |
| 6 委託対象事務               | 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 |
| 7 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 29,634,000円            |
| 8 その他発売経費              | 発売総額に対し 18,277,000円            |
| 9 受託申請期限               | 令和8年1月13日                      |

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年12月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| 1 名        | 称 第2525回西日本宝くじ             |
| 2 発売総額及び通数 | 250,000,000円<br>1組10万通 25組 |
| 3 証票金額     | 1枚 100円                    |
| 4 発売期間     | 令和8年5月27日から                |

	令和8年6月9日まで
5 当せん金の総額	発売総額に対し 112,400,000円
6 委託対象事務	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
7 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 15,881,690円
8 その他発売経費	発売総額に対し 26,100,000円
9 受託申請期限	令和8年1月13日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年12月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

1 名 称	第2526回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数	400,000,000円 1組10万通 20組
3 証 票 金 額	1枚 200円
4 発 売 期 間	令和8年5月31日から 令和8年6月16日まで
5 当せん金の総額	発売総額に対し 179,900,000円
6 委託対象事務	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
7 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 24,062,390円

8 その他発売経費 発売総額に対し 38,800,000円

9 受託申請期限 令和8年1月13日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年12月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

1 名 称	第2527回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数	250,000,000円 1組10万通 25組
3 証 票 金 額	1枚 100円
4 発 売 期 間	令和8年6月10日から 令和8年6月30日まで
5 当せん金の総額	発売総額に対し 109,900,000円
6 委託対象事務	当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
7 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 15,925,690円
8 その他発売経費	発売総額に対し 26,100,000円
9 受託申請期限	令和8年1月13日

**西日本宝くじ事務協議会公告**

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申

請されたい。

令和7年12月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 名 称                  | 第2528回西日本宝くじ                   |
| 2 発売総額及び通数             | 500,000,000円<br>1組10万通 25組     |
| 3 証票金額                 | 1枚 200円                        |
| 4 発売期間                 | 令和8年6月17日から<br>令和8年6月29日まで     |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 222,400,000円           |
| 6 委託対象事務               | 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 |
| 7 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 29,980,940円            |
| 8 その他発売経費              | 発売総額に対し 48,500,000円            |
| 9 受託申請期限               | 令和8年1月13日                      |
- 

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に係り、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年12月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 名 称                  | 第2529回西日本宝くじ                   |
| 2 発売総額及び通数             | 360,000,000円<br>180万通          |
| 3 証票金額                 | 1枚 200円                        |
| 4 発売期間                 | 令和8年6月17日から<br>令和8年7月14日まで     |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 171,000,000円           |
| 6 委託対象事務               | 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 |
| 7 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 36,321,120円            |
| 8 その他発売経費              | 発売総額に対し 22,037,000円            |
| 9 受託申請期限               | 令和8年1月13日                      |
- 

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に係り、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年12月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| 1 名 称      | 第2530回西日本宝くじ              |
| 2 発売総額及び通数 | 240,000,000円<br>120万通     |
| 3 証票金額     | 1枚 200円                   |
| 4 発売期間     | 令和8年7月15日から<br>令和8年8月4日まで |

- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 114,000,000円  
 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 23,667,600円  
 8 その他発売経費 発売総額に対し 15,148,000円  
 9 受託申請期限 令和8年1月13日
- 

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年12月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2531回西日本宝くじ  
 2 発売総額及び通数 300,000,000円  
     1組10万通 30組  
 3 証票金額 1枚 100円  
 4 発売期間 令和8年8月1日から  
     令和8年8月25日まで  
 5 当せん金の総額 発売総額に対し 124,900,000円  
 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 19,057,390円  
 8 その他発売経費 発売総額に対し 31,320,000円

- 9 受託申請期限 令和8年1月13日
- 

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年12月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2532回西日本宝くじ  
 2 発売総額及び通数 360,000,000円  
     180万通  
 3 証票金額 1枚 200円  
 4 発売期間 令和8年8月19日から  
     令和8年9月8日まで  
 5 当せん金の総額 発売総額に対し 171,000,000円  
 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 35,580,600円  
 8 その他発売経費 発売総額に対し 21,471,000円  
 9 受託申請期限 令和8年1月13日
- 

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年12月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 名 称                  | 第2533回西日本宝くじ                   |
| 2 発売総額及び通数             | 800,000,000円<br>1組10万通 40組     |
| 3 証票金額                 | 1枚 200円                        |
| 4 発売期間                 | 令和8年8月26日から<br>令和8年9月15日まで     |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 353,900,000円           |
| 6 委託対象事務               | 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 |
| 7 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 48,565,990円            |
| 8 その他発売経費              | 発売総額に対し 77,600,000円            |
| 9 受託申請期限               | 令和8年1月13日                      |
- 

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年12月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- |       |              |
|-------|--------------|
| 1 名 称 | 第2534回西日本宝くじ |
|-------|--------------|

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 2 発売総額及び通数             | 240,000,000円<br>120万通          |
| 3 証票金額                 | 1枚 200円                        |
| 4 発売期間                 | 令和8年9月9日から<br>令和8年10月6日まで      |
| 5 当せん金の総額              | 発売総額に対し 114,000,000円           |
| 6 委託対象事務               | 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 |
| 7 売りさばき及び<br>当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 23,675,520円            |
| 8 その他発売経費              | 発売総額に対し 15,148,000円            |
| 9 受託申請期限               | 令和8年1月13日                      |
- 

#### 西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

令和7年12月23日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| 1 名 称      | 第2535回西日本宝くじ                |
| 2 発売総額及び通数 | 250,000,000円<br>1組10万通 25組  |
| 3 証票金額     | 1枚 100円                     |
| 4 発売期間     | 令和8年9月23日から<br>令和8年10月20日まで |
| 5 当せん金の総額  | 発売総額に対し 107,300,000円        |

- 6 委託対象事務 当せん金付証票の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 7 売りさばき及び  
当せん金支払手数料 発売総額に対し 15,860,130円
- 8 その他発売経費 発売総額に対し 26,100,000円
- 9 受託申請期限 令和8年1月13日